

第90回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

- 1.当行の新株予約権等に関する事項
- 2.財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- 3.業務の適正を確保する体制
- 4.特定完全子会社に関する事項
- 5.親会社等との間の取引に関する事項
- 6.その他

【計算書類等】

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

株式会社 **沖縄銀行**

1 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	① 新株予約権の割当日 2010年7月26日 ② 新株予約権の数 205個 ③ 目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,460株 ④ 権利行使期間 2010年7月27日から2040年7月26日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2011年8月5日 ② 新株予約権の数 671個 ③ 目的となる株式の種類及び数 普通株式 8,052株 ④ 権利行使期間 2011年8月6日から2041年8月5日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2012年8月6日 ② 新株予約権の数 335個 ③ 目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,020株 ④ 権利行使期間 2012年8月7日から2042年8月6日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2013年8月5日 ② 新株予約権の数 417個 ③ 目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,004株 ④ 権利行使期間 2013年8月6日から2043年8月5日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取 締 役	① 新株予約権の割当日 2014年8月5日 ② 新株予約権の数 583個 ③ 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,996株 ④ 権利行使期間 2014年8月6日から2044年8月5日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	3名
	① 新株予約権の割当日 2015年8月10日 ② 新株予約権の数 530個 ③ 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,360株 ④ 権利行使期間 2015年8月11日から2045年8月10日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	3名
	① 新株予約権の割当日 2016年8月8日 ② 新株予約権の数 697個 ③ 目的となる株式の種類及び数 普通株式 8,364株 ④ 権利行使期間 2016年8月9日から2046年8月8日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	3名
	① 新株予約権の割当日 2017年8月4日 ② 新株予約権の数 583個 ③ 目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,830株 ④ 権利行使期間 2017年8月5日から2047年8月4日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	4名
社外取締役	—	—
監 査 役	—	—

(注) 当行は2016年7月1日付けで1株当たり1.2株の割合で株式分割を行っております。なお、目的となる株式の数は分割後の数値によっております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

2 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

3 業務の適正を確保する体制

<内部統制システムの整備状況>

当行が遵守すべき内部統制システムの体制整備を行い、不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を構築しております。

(1) 損失の危機の管理に対する規程その他の体制

- ① 取締役会は、安定的な収益の確保と健全な経営基盤の確立を目的に「リスク管理指針」及び各リスクの管理規程等を制定し、当行及びグループ全体のリスク統括部署及び各リスクの管理部署、管理方法等を定めております。
- ② 取締役会は、当行及びグループ全体のリスクの適切な管理・監視等を目的に「リスク管理委員会」を設置しております。「リスク管理委員会」は、リスクの統括・管理部署より報告を受け、必要に応じて改善の指示を行うほか、取締役会から委任を受けた当行及びグループ全体のリスク管理に関する事項を審議・決定し、定期的に取り締役会へ報告しております。
- ③ 取締役会は、当行及びグループ全体の事業継続を図るための「業務継続計画規則」を定め、危機発生時（不慮の災害や障害及び事故等による重大な被害の発生）における迅速かつ円滑な対応に努めております。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、当行及びグループ全体の全役職員が遵守すべきものとして「法令等遵守要領」を定めております。
- ② 取締役会は、コンプライアンス態勢の適切な管理・監視等を目的に「コンプライアンス委員会」を設置しております。「コンプライアンス委員会」は、当行及びグループ全体のコンプライアンス態勢に関するチェック・評価等を行うほか、取締役会から権限の委譲を受けた事項について審議・決定し、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やその他の重要事項等を取締役会へ報告しております。

- ③ 取締役会は、当行の各部門及びグループ会社各社に「法令遵守担当者」を配置し、部門毎に「コンプライアンス勉強会」を実施し、各職員のコンプライアンスの意識高揚に努めております。
- ④ 取締役会は、不祥事故、コンプライアンス違反など、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる制度として「ヘルプライン」を設置し、未然防止・拡大防止などの速やかな是正措置を講じております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、職務分掌、職務権限等に関する規程を策定し、組織的、効率的な業務運営を実践しております。また、重要事項等の審議・決定機関として「常務会」を設置しております。
- ② 取締役会は、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るという金融機関の役割を踏まえた中期経営計画や年度計画等を策定し、当行及びグループ会社の全役職員の共有する目標を設定しております。常務会・経営会議においてその進捗を管理し、必要な経営施策については機動的に策定しております。
- ③ 取締役は、担当業務の執行状況について、定期的に取り締役会へ報告しております。
- ④ 取締役会は、グループ会社も含めた業務運営を統制する文書の体系と、その制定・改廃及び運用について「規程等管理規則」を定め、効率的な業務運営を遂行しております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、「文書管理規則」を定め、当行取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存及び管理しております。

(5) 当行並びに子会社から成る企業集団における業務の適切性を確保するための体制

- ① 当行役員がグループ会社各社の業務の適切性を監視するとともに、「統合的リスク管理規則」及び「連結子会社リスク管理規則」において、グループ会社の統括、管理部署を明らかにし、各社における金融円滑化、法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等、グループ全体での内部統制システムを構築しております。
- ② グループ会社各社は経営計画を策定するとともに、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告を行い、グループ全体での効率性を確保し、連携態勢を強化しております。

③ 内部監査部門は、グループ会社各社における法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の状況についての監査を行い、その結果を取締役会へ報告するとともに、グループ会社各社に対して監査指摘事項に係る改善報告を求め、その進捗状況についてフォローしております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役は監査役室を設置し、監査役及び監査役会（以下、「監査役会等」という。）の職務を補助すべき専任スタッフを配置しております。

(7) 監査役の職務遂行を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 専任スタッフは、監査役会等の監督に服し、当行の業務の執行にかかわる役職については、これを兼務させておりません。

② 専任スタッフの人事に関しては、事前に監査役会等との意見交換を行うことなどにより、監査役会等へのサポート態勢維持に努めております。

(8) 当行及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

① 当行監査役には、当行及びグループ会社の取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人から業務執行の状況やその他重要事項の報告を受ける機会を確保しております。

② 当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、必要に応じて監査役に対して報告を行っております。

③ 取締役会は、監査役へ報告を行った当行グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行グループの役職員に周知徹底しております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において協議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 頭取、会計監査人、内部監査部門は監査役と定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査の実現に寄与するよう努めております。

- ② 監査役が、必要に応じ外部専門家（弁護士・公認会計士など）に対し意見を聴取する機会を確保するよう努めております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

企業倫理へ反社会的勢力の排除を明記しており、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらに対処しております。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 企業倫理にて反社会的勢力の排除を明記するほか、法令等遵守要領にて、反社会的勢力への対策を策定し、役職員へ周知徹底しております。
- ② 法令等遵守要領では、i.反社会的勢力への対応体制、ii.具体的な対応要領、iii.業務妨害への対応、iv.具体的な違法行為、などを策定しております。また、必要に応じて行内関係部署や警察等の外部機関と連携するなど、反社会的勢力との取引遮断に向けて組織的に取り組んでおります。
- ③ 反社会的勢力の情報管理に関しては、反社会的勢力への対応に係る規則を制定し情報を適切に管理することで、取引防止や疑わしい取引の届出等、必要な管理体制を整備しております。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当行の内部統制システムの運用状況は以下のとおりです。

(1) リスク管理体制

リスク管理委員会は当事業年度で14回開催し、当行及びグループ全体の経営に内在する各種リスクに関する諸問題の分析・評価並びにリスク制御策等についての検討やグループ全体のリスクの洗い出しを行っております。また、審議・決定事項についてはすべて取締役会に報告しております。

(2) コンプライアンス体制

コンプライアンス委員会は当事業年度で15回開催し、当行及びグループ全体のコンプライアンス態勢のチェック・評価等を行っております。なお、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やその他重要事項等については適宜取締役会に報告しております。

また、コンプライアンス・プログラムに基づく職階に応じた研修の実施や当行及びグループ会社各社に「法令遵守担当者」を配置し、部門毎にコンプライアンス勉強会を開催する等、各職員のコンプライアンスの意識高揚に努めております。

(3) 取締役の職務の執行について

取締役会は当事業年度で15回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の審議・決定を行っております。また、取締役は担当業務の執行状況について定期的に取り締役会へ報告を行っております。取締役会の委譲会議体である「常務会」は、当事業年度で65回開催し、取締役会に付議する事項の事前協議やグループ各社の業況について定期的に確認を行っております。

(4) 内部監査の実施について

内部監査部門は、内部監査計画に基づき当行及びグループ全体の法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の状況について監査を実施し、その結果及び改善状況について取締役会へ報告するとともに、その実施状況及び有効性についての評価を行っております。

(5) 監査役の職務の執行について

監査役は、監査役会を毎月開催するとともに監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行っております。当事業年度では営業店29店舗、本部12部署、グループ会社8社の往査を実施いたしました。また、監査役は当行及びグループ会社の取締役会、その他重要な会議に出席しているほか、頭取、会計監査人、内部監査部門との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施しております。

4 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

5 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

6 その他

該当事項はありません。

第90期（2020年4月1日から）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	22,725	17,623	7	17,631
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	22,725	17,623	7	17,631

	株 主 資 本					株主資本合計
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	9,535	84,120	5,095	98,750	△1,549	137,558
当期変動額						
剰余金の配当			△1,671	△1,671		△1,671
当期純利益			4,522	4,522		4,522
別途積立金の積立		3,200	△3,200	—		—
自己株式の取得					△4	△4
自己株式の処分					8	8
土地再評価差額金の取崩			66	66		66
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	3,200	△282	2,917	4	2,922
当期末残高	9,535	87,320	4,813	101,668	△1,544	140,480

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	6,697	1,267	7,965	157	145,680
当期変動額					
剰余金の配当					△1,671
当期純利益					4,522
別途積立金の積立					—
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					8
土地再評価差額金の取崩					66
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,086	△66	1,019	—	1,019
当期変動額合計	1,086	△66	1,019	—	3,941
当期末残高	7,783	1,201	8,984	157	149,622

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 5年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後の予想損失額を見込んで計上しております。破綻懸念先の予想損失額は、損失見込期間（３年間）を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間とする等必要な修正を加えて算定しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は債務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後３年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、３算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,325百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、役員報酬B I P 信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(6) 信託元本補填引当金

信託元本補填引当金は、元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、信託勘定における貸出金の回収不能見込額を基礎として、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

表示方法の変更

連結計算書類の「連結注記表（表示方法の変更）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 7,901百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当該情報については、連結計算書類の「連結注記表（重要な会計上の見積り）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

追加情報

（役員報酬B I P信託）

取締役等に対して信託を通じ当行株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類の「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,229百万円、延滞債権額は12,755百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は132百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,139百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,256百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,143百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 145,586百万円
担保資産に対応する債務
預金 12,053百万円
借入金 134,000百万円
また、その他の資産には、保証金565百万円及び中央清算機関差入証拠金20,000百万円が含まれております。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、224,094百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが141,504百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
上記のほか、総合口座取引における当座貸越未実行残高が85,923百万円あります。
8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額1,635百万円

- | | |
|---|-----------|
| 9. 有形固定資産の減価償却累計額 | 24,334百万円 |
| 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 566百万円 |
| 11. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 | 42百万円 |
| 12. 関係会社に対する金銭債権総額 | 15,082百万円 |
| 13. 関係会社に対する金銭債務総額 | 16,545百万円 |

(損益計算書関係)

- | | |
|----------------------|----------|
| 1. 関係会社との取引による収益 | |
| 資金運用取引に係る収益総額 | 1,874百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 131百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 37百万円 |
| 2. 関係会社との取引による費用 | |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 15百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 417百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 1,717百万円 |

3. 関連当事者との取引

(1) 子会社、子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者 との 関係	取 引 の 内 容	取 引 額	科 目	期 末 残 高
子会社	おきぎん保証 株 式 会 社	沖縄県 那覇市	70	信 用 保 証 業 務	直接 100%	債務の被保証 役員の兼任	被債務保証 (注1)	497,981	—	—
							保 証 料 の 支 払 (注2)	416	未払 費用	33
							債務保証履 行に伴う 代位弁済	812	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当行の取扱う個人ローン商品に対する債務保証であります。

(注2) 当行の取扱う個人ローン商品に対する信用保証料であり、保証料率については当行と当該子会社との調整のうえ、商品ごとに決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者 との 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
役員 の 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会 社	(株)サンクス沖縄 (注2)	沖縄県 那覇市	10	不 動 産 取 引 業	—	与 信 取 引	資金の貸付 (注1、3)	(平均残高) 309	貸出金	332
							利息の受取	3	未収収益	0
									前受収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

(注2) 当行取締役金城善輝の近親者が議決権の過半数を所有しております。

(注3) 貸出金の担保として、不動産等を受入れております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	442	1	2	442	(注) 1、2
合 計	442	1	2	442	

(注) 1. 増加は、単元未満株式の買取によるものであり、減少は役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当行株式の交付によるものであります。

2. 当事業年度末の株式数には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当行株式77千株が含まれております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	10,768	11,584	816
合 計		10,768	11,584	816

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	4,907
合 計	4,907

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	15,927	8,563	7,363
	債 券	215,157	211,563	3,593
	国 債	58,074	57,238	835
	地 方 債	92,078	90,406	1,672
	社 債	65,003	63,918	1,085
	そ の 他	25,655	24,095	1,560
	外 国 債 券	12,628	12,153	475
	その他の有価証券	13,027	11,941	1,085
	小 計	256,740	244,222	12,518
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	1,653	1,728	△74
	債 券	132,013	133,208	△1,195
	国 債	36,485	37,260	△775
	地 方 債	63,869	64,168	△299
	社 債	31,659	31,779	△120
	そ の 他	12,132	12,426	△293
	外 国 債 券	6,230	6,400	△169
	その他の有価証券	5,901	6,026	△124
	小 計	145,799	147,363	△1,563
合 計		402,539	391,585	10,954

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株 式	2,031
そ の 他	838
合 計	2,869

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	5,599	511	429
債 券	8,862	122	358
国 債	5,169	14	4
地 方 債	2,318	108	—
社 債	1,374	—	354
そ の 他	10,953	389	521
外 国 債 券	4,182	0	155
その他の有価証券	6,770	388	366
合 計	25,415	1,024	1,310

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式52百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落し、かつ過去の時価の推移等を勘案して判定する内部基準に該当する場合」としております。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	2,352	百万円
退職給付引当金	1,695	
減価償却費	540	
関係会社支援損失	509	
有価証券	210	
貸出金償却	268	
その他	935	
繰延税金資産小計	6,512	
評価性引当額	△3,028	
繰延税金資産合計	3,483	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,170	
その他	18	
繰延税金負債合計	3,189	
繰延税金資産の純額	294	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	6,280円56銭
1株当たりの当期純利益金額	190円03銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含め、1株当たりの当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定において控除した当該自己株式の期末株式数は77千株であり、1株当たりの当期純利益金額の算定において控除した当該株式の期中平均株式数は78千株であります。

《ご参考》

第90期末（2021年3月31日現在）信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	966	金 銭 信 託	16,203
証 書 貸 付	873		
手 形 貸 付	93		
そ の 他 債 権	0		
銀 行 勘 定 貸	15,236		
合 計	16,203	合 計	16,203

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸出金のうち、延滞債権額は278百万円、破綻先債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権は該当金額なしであります。また、これらの債権額の合計額は278百万円であります。

(付表) 元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりです。

合同運用指定金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	966	元 本	16,201
そ の 他	15,237	債 権 償 却 準 備 金	1
		そ の 他	0
計	16,203	計	16,203

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第90期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）信託財産収支表

(単位：百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
貸 出 金 利 息	17	信 託 報 酬	102
そ の 他 の 受 入 利 息	86	そ の 他 の 支 出	0
受 入 手 数 料	0	信 託 利 益	2
債権償却準備金戻入	0		
そ の 他 の 収 入	0		
合 計	104	合 計	104

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第90期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	22,725	19,655	107,791	△1,549	148,622
当期変動額					
剰余金の配当			△1,671		△1,671
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,207		5,207
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分				8	8
土地再評価差額金の取崩			66		66
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	3,602	4	3,606
当期末残高	22,725	19,655	111,393	△1,544	152,229

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計			
当期首残高	7,441	1,267	△1,162	7,546	157	2,791	159,118
当期変動額							
剰余金の配当							△1,671
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,207
自己株式の取得							△4
自己株式の処分							8
土地再評価差額金の取崩							66
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	694	△66	175	803	—	84	888
当期変動額合計	694	△66	175	803	—	84	4,494
当期末残高	8,135	1,201	△987	8,350	157	2,876	163,612

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 8社

おきぎん保証株式会社
おきぎんビジネスサービス株式会社
株式会社おきぎん経済研究所
おきぎん証券株式会社
美ら島債権回収株式会社
株式会社おきぎんエス・ピー・オー
株式会社おきぎんジェーシービー
株式会社おきぎんリース

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 1社

沖縄ものづくり振興ファンド有限責任事業組合

持分法非適用の関連法人は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 5年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後の予想損失額を見込んで計上しております。破綻懸念先の予想損失額は、損失見込期間（3年間）を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間とする等必要な修正を加えて算定しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は債務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,583百万円であります。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、役員報酬ＢＩＰ信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

10. 信託元本補填引当金の計上基準

信託元本補填引当金は、元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、信託勘定における貸出金の回収不能見込額を基礎として、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還請求の損失に備えるため、過去の返還実績率等を勘案して計算した当連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

13. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

14. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

15. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

16. リース業務の収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

17. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

18. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 9,846百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当行グループの貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」[5.貸倒引当金の計上基準]に記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による沖縄県内の観光客の激減や営業自粛等により重要な影響を受けている特定の業種ポートフォリオのうち、現時点では業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者について、今後予想される業績悪化の状況を見積り、貸倒実績率に修正を加えた予想損失率を使用した結果、当連結会計年度末において貸倒引当金926百万円を追加計上しております。

② 主要な仮定

前連結会計年度末においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は、1年程度は続くものとの想定を置いておりましたが、国内外における感染の状況等を踏まえ、当連結会計年度末においては、経済への影響は今後も長期化するものとの想定に変更しております。当該想定に基づき、当行グループの特定の業種ポートフォリオ向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

特定の業種ポートフォリオの予想損失率の決定における必要な修正等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や特定の業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

追加情報

(役員報酬B I P信託)

当行は、当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）を対象とした役員報酬B I P信託を導入しております。

1. 取引の概要

役員報酬 B I P 信託は、当行の経営方針の実現及び業績向上への貢献意欲を高めることを目的とした役員インセンティブプランであり、当行が定める株式交付規程に基づき、役位や業績目標の達成度合い等に応じたポイントが取締役等に付され、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が取締役等の退任後に交付または給付される株式報酬型の役員報酬であります。

2. 信託が保有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しております。
- (2) 当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は322百万円、株式数は77千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,231百万円、延滞債権額は13,220百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は132百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,139百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,723百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,143百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券

145,586百万円

リース投資資産	8,268百万円
その他資産	4,510百万円
担保資産に対応する債務	
預金	12,053百万円
借入金	146,263百万円

また、その他資産には、保証金657百万円及び中央清算機関差入証拠金20,000百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、226,333百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが132,629百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

上記のほか、総合口座取引における当座貸越未実行残高が85,923百万円あります。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額1,635百万円

- | | |
|-------------------|-----------|
| 9. 有形固定資産の減価償却累計額 | 25,698百万円 |
| 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 566百万円 |

（連結損益計算書関係）

1. その他の経常収益には、株式等売却益2,099百万円を含んでおります。
2. その他の経常費用には、貸出金償却759百万円及び株式等売却損429百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	24,240	—	—	24,240	
合 計	24,240	—	—	24,240	
自己株式					
普通株式	442	1	2	442	(注) 1、2
合 計	442	1	2	442	

(注) 1. 自己株式数の増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式の交付によるものであります。

2. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式 77 千株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘 要
			当連結会計 年度 期 首	当連結会計 年度 増 加	当連結会計 年度 減 少	当連結会計 年 度 末		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—				157	
合 計			—				157	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	835百万円	35.00円	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	835百万円	35.00円	2020年9月30日	2020年12月9日
合 計		1,671百万円			

(注) 1. 2020年6月26日の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託に対する配当金 2 百万円が含まれております。

2. 2020年11月6日の取締役会の決議に基づく配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託に対する配当金 2 百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	835百万円	利益剰余金	35.00円	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 上記の配当金の総額には、役員報酬B I P信託に対する配当金2百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、ローン事業及び投資商品の組成販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金及びコール市場等より資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（以下、「ALM」という。）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部等により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、自己査定等の与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部及びリスク管理部において、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、リスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、保有する外貨の持高（ポジション）が均衡する状態に保つことを基本原則として、日々、外貨の総合持高（ネットポジション）を把握し、バランスコントロールを行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行は、市場リスクに関する諸規程に基づき価格変動リスクの管理を行っております。有価証券運用については、リスク管理委員会において半期ごとに決定する有価証券運用計画に基づき、実施しております。このうち、証券国際部及びリスク管理部では、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で管理している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク管理部を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主な金融商品は、「コールローン」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金」であります。

当行では、「有価証券」について、VaR（観測期間は1年、保有期間は事業推進目的の株式が1年でそれ以外は1カ月、信頼区間は99%、共分散行列法）を用いて市場リスク量として、定量分析を行っております。

当該リスク量の算出にあたっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております（ただし、事業推進目的の株式については、保有株式間のみの相関を考慮した変動性を用いております。）。2021年3月31日において、当該リスク量の大きさは6,424百万円になります。

2020年度に関して実施したバックテストの結果、保有期間1日VaR（信頼区間99%）を用いた超過回数は250回中2回であり、使用するモデルは十分な精度があると考えております。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

当行では、「コールローン」、「貸出金」及び「預金」について、金利の変動が時価に与える影響額を定量的分析に利用しております。

当該影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ALMを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	455,116	455,116	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	10,768	11,584	816
その他有価証券	406,181	406,181	—
(3) 貸出金	1,706,215		
貸倒引当金 (*)	△8,928		
	1,697,287	1,695,641	△1,646
資産計	2,569,353	2,568,523	△830
(1) 預金	2,315,055	2,314,205	△849
(2) 借用金	146,263	146,252	△10
負債計	2,461,319	2,460,458	△860

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率で割り引いて算出した現在価値を時価としております。ただし、住宅ローンは商品種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	2,757
② 組合出資金 (* 3)	838
合 計	3,595

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式の減損処理はありません。

(* 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
有 価 証 券	45,175	102,820	59,048	18,245	168,051
満期保有目的の債券	—	—	—	—	10,768
国債	—	—	—	—	10,768
その他有価証券のうち 満期があるもの	45,175	102,820	59,048	18,245	157,283
国債	21,214	22,589	—	—	50,756
地方債	16,410	55,294	27,663	8,238	48,341
社債	6,902	18,866	20,218	4,907	45,767
その他	648	6,069	11,166	5,100	12,418
貸 出 金 (*)	111,022	59,857	105,149	97,311	1,251,163
合 計	156,197	162,677	164,198	115,557	1,419,214

(*) 貸出金のうち、期間の定めのないもの81,711百万円は含めておりません。

- (注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上
預 金 (*)	2,226,647	76,493	11,914

(*) 預金のうち、要求払預金については「1年未満」に含めて開示しております。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超
借入金	139,080	5,888	1,295

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
当行は2016年7月1日付けで1株当たり1.2株の割合で株式分割を行っております。なお、ストック・オプションの数は分割後の数値によっております。
また、役員に対する株式報酬制度の導入により、従来の株式報酬型ストック・オプション制度は廃止し、2018年度以降、新規割り当てを行っておりません。

(1) スtock・オプションの内容

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）8名	当行取締役（社外取締役を除く）8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式19,548株	普通株式26,556株
付与日	2010年7月26日	2011年8月5日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2010年7月27日から 2040年7月26日まで	2011年8月6日から 2041年8月5日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）8名	当行取締役（社外取締役を除く）8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式20,436株	普通株式17,808株
付与日	2012年8月6日	2013年8月5日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2012年8月7日から 2042年8月6日まで	2013年8月6日から 2043年8月5日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）8名	当行取締役（社外取締役を除く）8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式17,772株	普通株式13,272株
付与日	2014年8月5日	2015年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2014年8月6日から 2044年8月5日まで	2015年8月11日から 2045年8月10日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）7名	当行取締役（社外取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式18,996株	普通株式10,600株
付与日	2016年8月8日	2017年8月4日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年8月9日から 2046年8月8日まで	2017年8月5日から 2047年8月4日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2010年 ストック・ オプション	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	2,460	8,052	4,020	5,004
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	2,460	8,052	4,020	5,004

	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	6,996	6,360	8,364	5,830
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	6,996	6,360	8,364	5,830

② 単価情報

	2010年 ストック・ オプション	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり —円	1株当たり —円	1株当たり —円	1株当たり —円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 2,656円	1株当たり 3,265円	1株当たり 3,082円	1株当たり 4,112円

	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり —円	1株当たり —円	1株当たり —円	1株当たり —円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 4,114円	1株当たり 5,321円	1株当たり 3,017円	1株当たり 4,310円

(注) 2010年ストック・オプションから2016年ストック・オプションの権利行使価格は株式分割に伴い調整された後の数値を記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 6,747円59銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 218円80銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬B I P 信託が保有する当行株式は、1 株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含め、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1 株当たりの純資産額の算定において控除した当該自己株式の期末株式数は77千株であり、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定において控除した当該株式の期中平均株式数は78千株であります。